

navigation

## 水痘(水ぼうそう)・高齢者肺炎球菌の定期接種が平成26年10月1日から開始されます

子育て・健康推進課(健康推進館内) ☎0978-64-2540

### 水痘(水ぼうそう)

- 【対象者】 生後12月から生後36月未満の方
- 【接種回数】 3月以上の間隔をおいて合計2回皮下に注射します。
- 【接種費用】 無料

◆下記の方は平成26年度のみ対象となります。

- 【対象者】 生後36月から生後60月未満の方
- 【接種回数】 1回皮下に注射します。
- 【接種費用】 無料

※詳細については10月以降にお知らせします。

### 高齢者肺炎球菌

【対象者】 ※平成26年度の対象者

|                             |
|-----------------------------|
| 65歳(昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ) |
| 70歳(昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ) |
| 75歳(昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ) |
| 80歳(昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれ)  |
| 85歳(昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれ)   |
| 90歳(大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれ) |
| 95歳(大正8年4月2日～大正9年4月1日生まれ)   |
| 100歳(大正3年4月2日～大正4年4月1日生まれ)  |
| 101歳以上(大正3年4月1日以前の生まれ)      |

- 【接種回数】 1回 筋肉内または皮下注射します。
  - 【接種費用】 自己負担あり
- ※詳細については10月以降にお知らせします。

navigation

## 木造住宅の簡易耐震診断を実施します

建設課 建築・住宅係 ☎0978-62-3131

杵築市、大分県、(一社)大分県建築士事務所協会が協力して、ご自宅の簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断とは、正式な耐震診断ではありませんが、住宅のどのようなところに地震に対する強さや弱さがあるのかを調べることができるものです。また、リフォームや耐震化の助言も受けることができます。

簡易耐震診断の結果が悪い場合、正式な耐震診断を受けることをおすすめします。

- 【対象】 昭和56年5月31日以前に建築された、木造一戸建て住宅  
※併用住宅で、住宅部分の面積が1/2以上のものを含む
- 【日時】 10月6日(月)～10日(金)  
※詳細な日時については、ご希望をお伺いした上で確定します。
- 【費用】 1,000円(建築士へ直接支払)
- 【募集戸数】 5戸
- 【申込締切】 9月24日(水)まで
- 【その他】

診断では市職員等もご自宅に伺います。所要時間は1～2時間程度です。ご自宅の図面がある場合は、当日ご用意いただけると短時間で実施できます。

navigation

## 杵築市男女共同参画審議会委員を募集します

人権・同和对策課 ☎0978-62-4799

杵築市男女共同参画審議会は「杵築市男女共同参画推進条例」に基づいて設置される機関です。

杵築市の男女共同参画を推進するうえで必要となる事項を審議する審議会委員を募集します。今年度は「杵築市男女共同参画プラン」達成状況の審議が主な業務となります。

- 【募集人数】 若干名
- 【任期】 委嘱日から2年間
- 【応募資格】 次の条件にすべてあてはまる方  
①市内に住所を有する20歳以上の方  
②市の他の審議会などの委員になっていない方  
③会議への出席が可能な方(平日の日中に開催予定)
- 【報酬】 会議1回につき4,500円が支給されます
- 【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入のうえ「男女共同参画についての意見」(800字以内で書式は自由)を添えて、郵送または持参にてお申し込みください。  
※募集要領、応募用紙は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

- 【宛先】 〒873-0002 杵築市大字南杵築338番地1 (杵築市隣保館内)人権・同和对策課 男女共同参画係  
※持参の場合は山香振興課、大田振興課でもお預かりします。
- 【応募締切】 10月8日(水)
- 【選考方法】 応募書類により審査し、選考結果については応募者全員に通知します。

## 市税等の徴収・滞納処分

## 強化中

市では、自主財源の確保および納税者間の負担の公平性を確保するため、大分県税務事務所特別滞納整理室と連携して滞納処分を強化しています。  
納期限を過ぎ、さらに督促状等をお送りしても納付がない場合には滞納処分を行います。事情があつて納期限までに納めることができない場合は、そのままにせず税務課までご相談ください。

▼滞納処分とは、国税徴収法等に基づき財産等の差押えなどを行う事です。差押えに係る家宅捜査や差押え財産の売却については、司法(裁判所)の許可なく市の判断で行う事ができません。※一般私債権については裁判所の許可が必要です。

▼差押える財産は不動産、給料、預貯金、動産、賃貸料、売掛金、生命保険金など様々です。

▼徴税吏員に任命された職員が行う差押えや捜索、それに関連する質問や調査を妨害した場合は法律により処罰されます。

タイヤロックによる自動車の差押え

タイヤロックをされた車は移動できなくなり、この装備(タイヤロック・公示書、封印)を破壊すると、法により処罰を受けます。



差押えされた財産の公売

差押え後、市税等の納付がない場合はインターネット公売を行い、領収金を滞納税に充当します。

**市税等の滞納はルール違反です。納期内の納付をお願いします。**

☎ 税務課 収納係 (0978-62-3131)

## 還付金詐欺にご注意!

不審な電話・訪問にご注意ください



- ▶厚生労働省・社会保険庁・市町村・広域連合の職員になりすまし、「年金の払戻しがある」「医療費の戻りがある」と言ってキャッシュカード等をだまし取る還付金詐欺が全国各地で発生しています。
- ▶不審に思われたときはすぐに、市役所または後期高齢者医療広域連合までご相談をお願いします。

☎ 市民課 国保年金係(☎0978-62-3131)  
大分県後期高齢者医療広域連合(☎097-534-1771(代表))